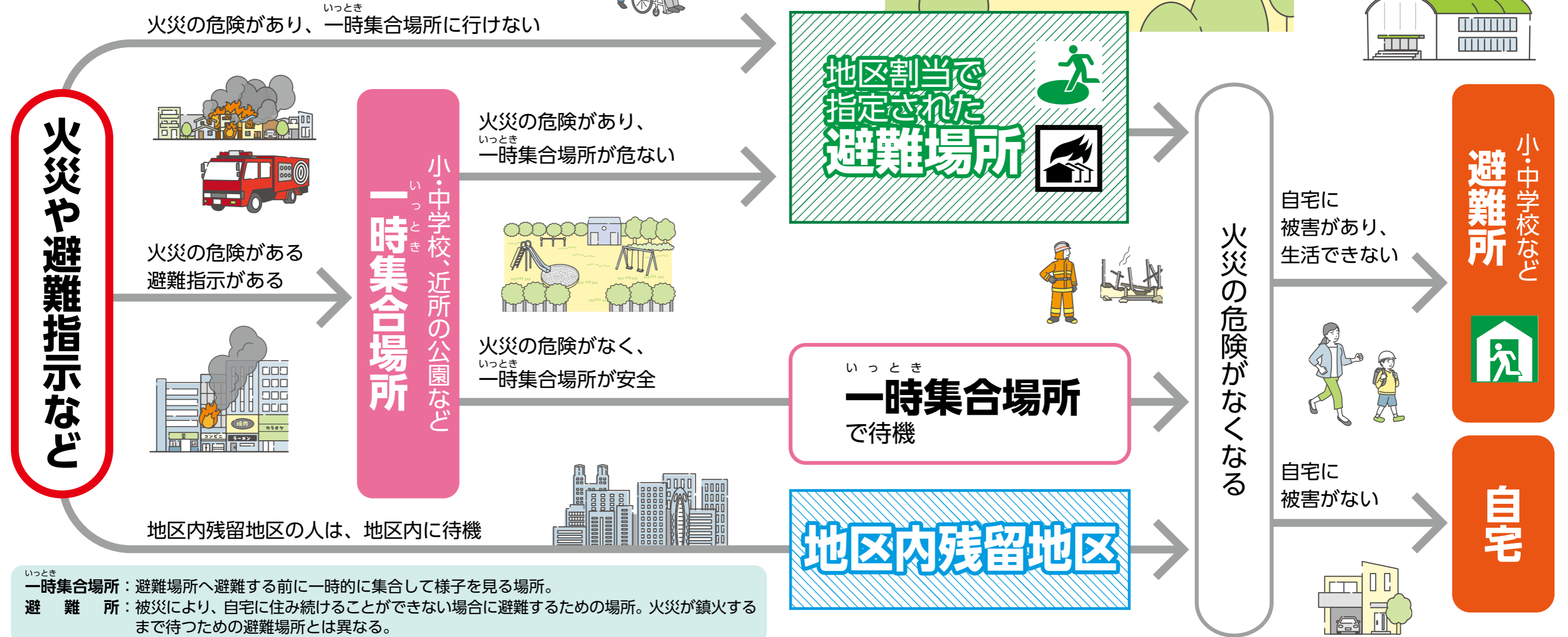


避難場所等の指定について

東京都は、東京都震災対策条例に基づき、おおむね5年毎に、震災時に拡大する火災から都民の皆様を安全に保護するために、区部の広域的な避難場所等を指定しています。

避難の流れ



避難場所

大規模な延焼火災が鎮火するまで一時的に待機する場所です。避難者の生命を保護するために必要な面積を有する、公園・緑地、住宅団地、学校等のオープンスペースを使用することとしており、原則、建物の中を使用することはできません。

地区内残留地区

不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災のおそれなく、広域的な避難を要しない地区です。本地区は、避難場所が割り当てられていません。

避難道路

避難場所まで遠距離避難を余儀なくされる地区や火災による延焼の危険性が高い地区で指定される、避難場所へ安全に避難するための道路です。

地区割当て

お住まいやお勤め先の地区ごとに、避難場所の規模、避難人口、避難距離を勘案して、どの避難場所に避難するかを定めたものです。原則として町丁目単位となるよう、区の意見を聞きながら決めていきます。